

1 障害のある人の状況

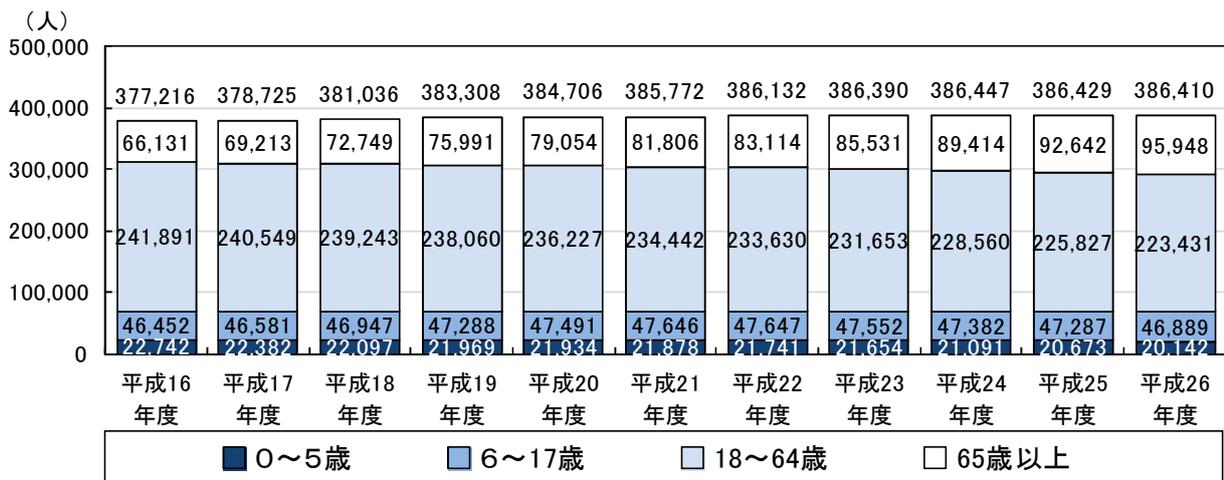
(1) 障害者手帳所持者の状況

①人口の推移

平成16年度から24年度にかけて、本市の総人口は継続的に増加を続けてきましたが、平成24年度以降は減少に転じており、平成26年度時点で386,410人となっています。

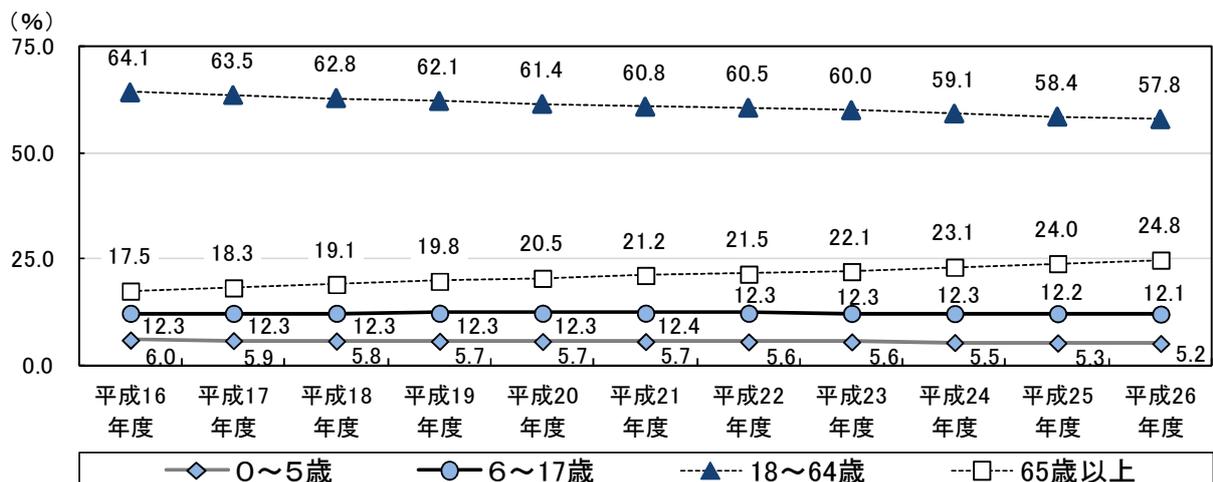
年齢4区分別人口割合の推移をみると、65歳以上の高齢者人口を除いたすべての年齢区分で減少しており、全国的な動向と同様、少子高齢化が進んでいることがわかります。

■年齢4区分別人口の推移



資料：市民課（各年度末現在）

■年齢4区分別人口割合の推移

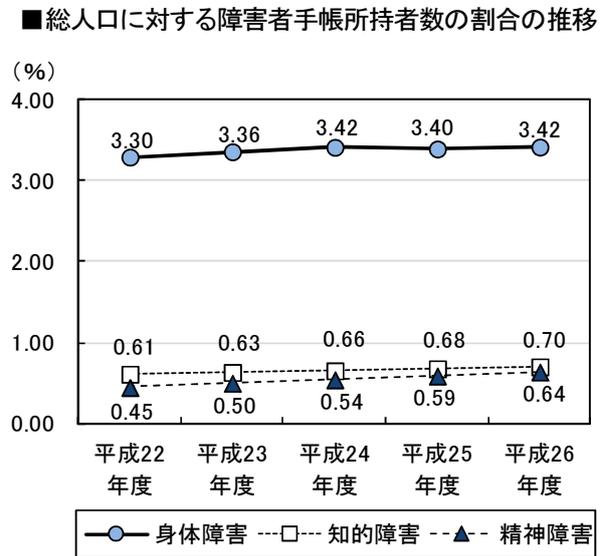
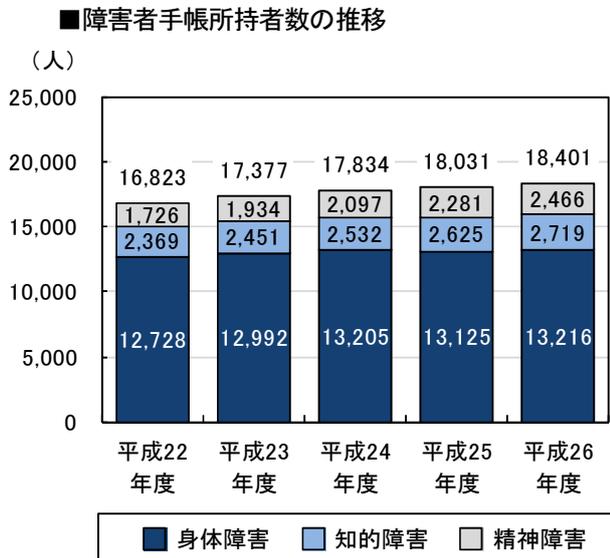


資料：市民課（各年度末現在）

※端数処理の関係上、合計が100%にならない箇所がある。

②障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、平成22年度から26年度にかけて、いずれの障害でも増加していますが、中でも、精神障害が最も高い伸び率となっています。



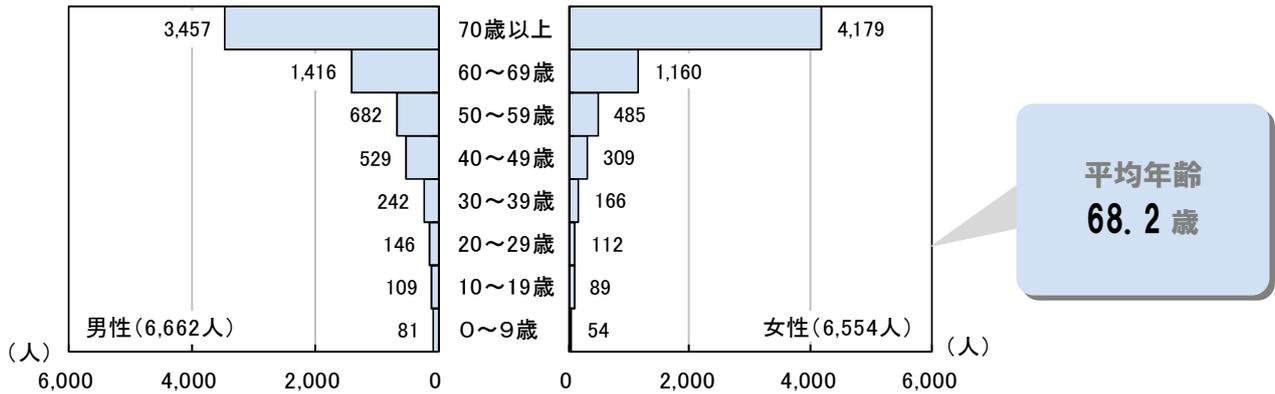
資料：福祉課（各年度末現在）

グラフ中の表記について、「身体障害」は「身体障害者手帳所持者」を、「知的障害」は「療育手帳所持者」を、「精神障害」は「精神障害者保健福祉手帳所持者」を示します。

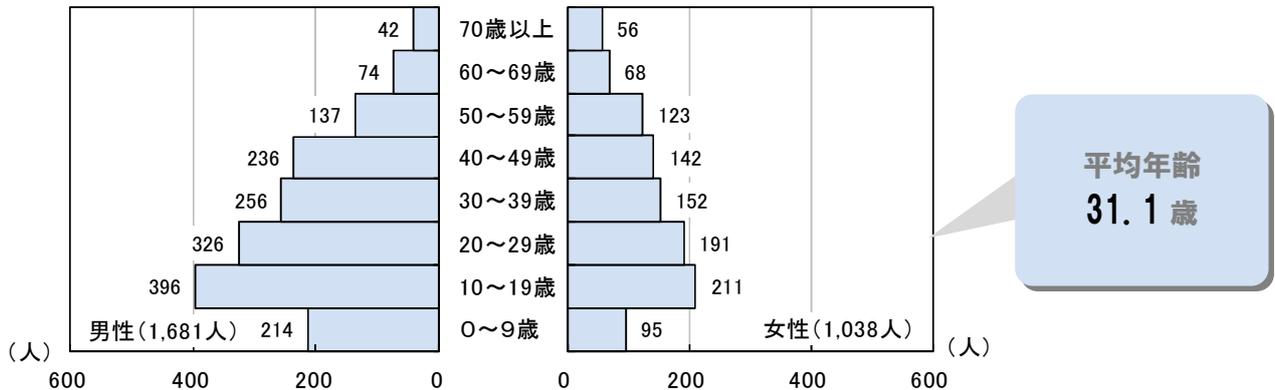
③障害者手帳所持者の年齢分布

平成 26 年度の各障害の男女別年齢分布をみると、身体障害では年齢層が高く、60 歳以上の人が多くなっています。知的障害では 10 歳代が最も多く、精神障害では 40 歳代が多くなっています。

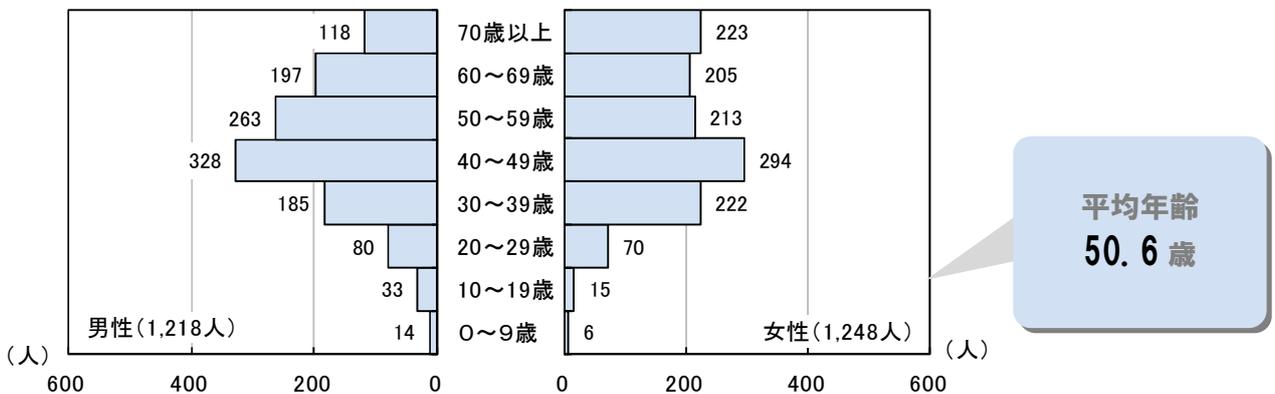
■身体障害の男女別年齢分布



■知的障害の男女別年齢分布



■精神障害の男女別年齢分布



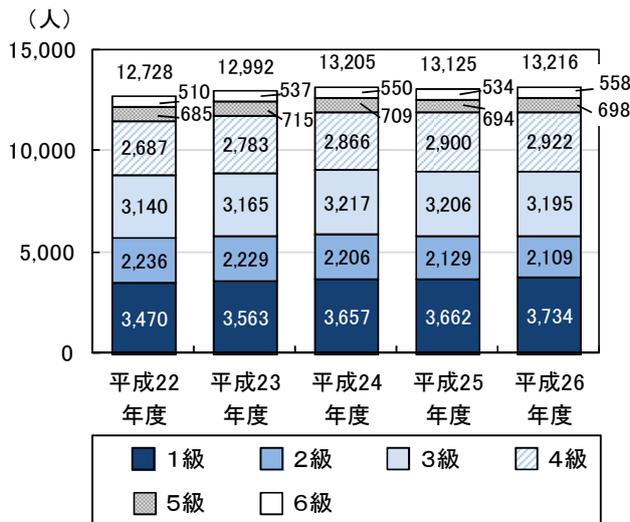
資料：福祉課（平成 26 年度末現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

等級別身体障害者数の推移をみると、最重度である1級が最も多く、年々増加しています。また、比較的軽度である4級から6級は、数は多くないものの、増加割合が高くなっています。

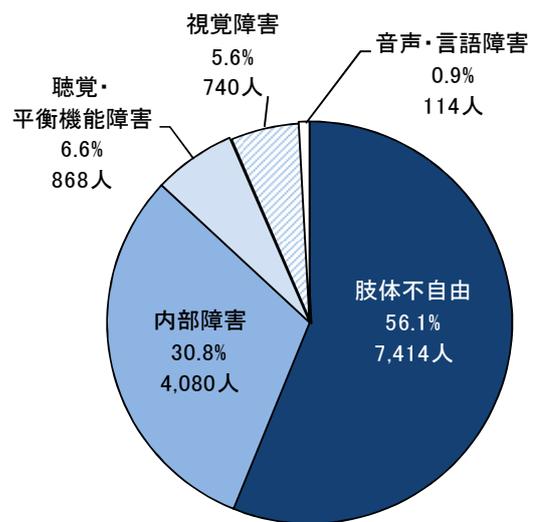
平成26年度の身体障害者の状況を障害種別にみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障害が多くなっています。

■等級別身体障害者数の推移



資料：福祉課（各年度末現在）

■障害種別割合



資料：福祉課（平成26年度末現在）

内部障害とは？

内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器など、生命を維持していくための機能が低下している状態のことを言い、近年では高齢化の影響などから増加傾向にあります。

内部障害の特徴のひとつに、外見からは障害があることがわかりにくいために誤解を受けやすいことがあげられます。そのために発行されているのが、内部障害があることを示す「ハート・プラス・マーク」です。

電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい…内部障害の人にそのような希望があることを知ってもらうためのマークです。このマークを身に付けている方を見かけた場合には、内部障害への配慮についてご理解、ご協力をお願いいたします。

■ハート・プラス・マーク

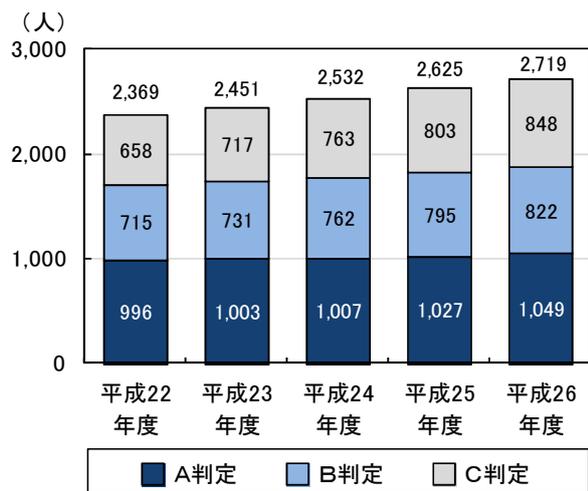


(3) 療育手帳所持者の状況

判定別知的障害者数の推移をみると、最重度であるA判定が最も多く、年々増加しています。また、比較的軽度であるC判定で最も増加率が高くなっています。

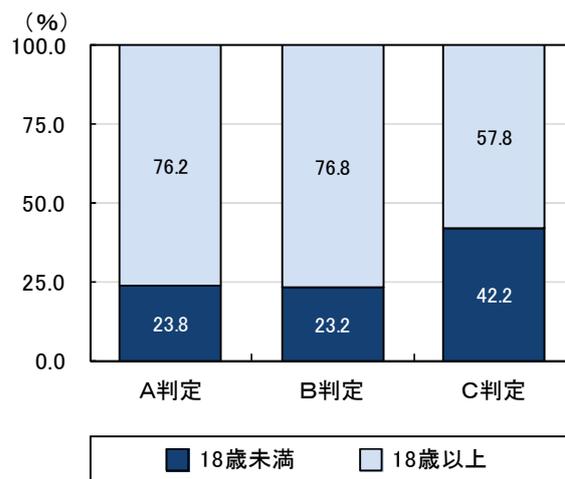
平成26年度の知的障害者の判定別年齢内訳をみると、C判定で18歳未満の割合が高くなっています。

■判定別知的障害者数の推移



資料：福祉課（各年度末現在）

■判定別年齢内訳



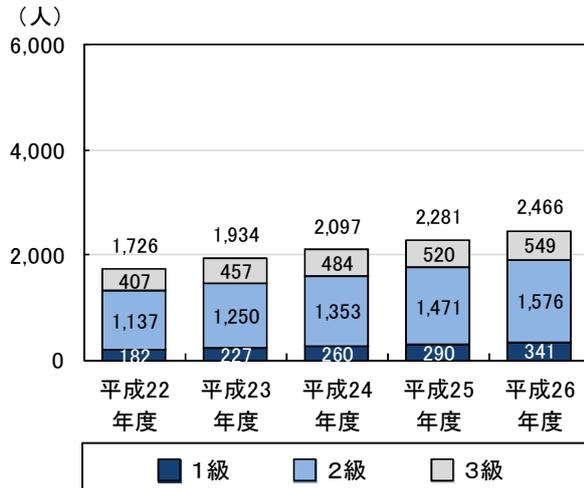
資料：福祉課（平成26年度末現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

等級別精神障害者数の推移をみると、2級が最も多くなっています。

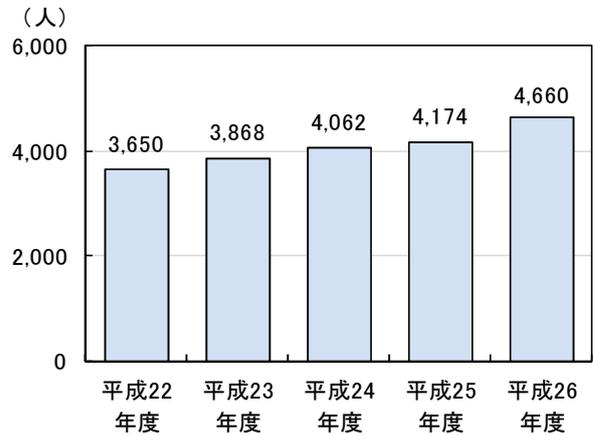
自立支援医療（精神通院）受給者は、年々増加しています。

■ 等級別精神障害者数の推移



資料：愛知県精神保健福祉センター（各年度末現在）

■ 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



資料：愛知県精神保健福祉センター（各年度末現在）

自立支援医療とは？

自立支援医療は「精神通院医療」「更生医療」「育成医療」の3つに分類されます。

「精神通院医療」は、精神障害者保健福祉手帳を所持していない人でも受けられるため、精神通院医療受給者数をみることで、手帳を所持している人以外にも、精神的な病気を抱えている人がどれくらいいるかを知ることができます。

■ 自立支援医療の対象者

精神通院医療…精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

更生医療…身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上）

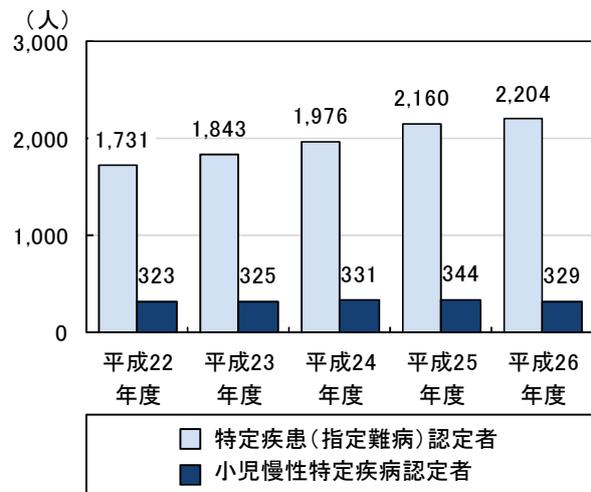
育成医療…身体に障害を有する児童、またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満）

(5) 難病患者の状況

原因不明で、治療方法が確定していない疾病は難病といわれます。その中でも、医療費が高額となるもの、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものなどについては、特定疾患（指定難病）、小児慢性特定疾病として医療費の助成が行われています。

特定疾患（指定難病）認定者は増加しています。

■特定疾患（指定難病）・小児慢性特定疾病認定者数の推移



資料：一宮保健所（各年度末現在）

平成 27 年1月から、難病や子どもの慢性疾患に対する医療費助成の制度が改正されたことにより、平成 26 年度の実績である 2,204 人は、新たな医療費助成の対象となる「指定難病」の医療費受給者 2,192 人、従来の「特定疾患」の医療費受給者の 12 人の合計値となっています。

平成 25 年度から、難病が障害の範囲に加わりました！

これまで制度の谷間にあった難病ですが、障害者総合支援法の施行により、平成 25 年度から障害の範囲に加わることになりました。それに伴い、障害福祉サービスの利用など、制度的な支援が受けられるようになります。障害福祉サービスの対象となる難病については、平成 27 年1月から 130 疾病が 151 疾病に、同年7月からは、332 疾病に拡大されました。

また、医療費助成の対象は、平成 27 年1月から 56 疾病が 110 疾病に、同年7月からは、306 疾病に拡大されました。

難病患者が適切に支援に結びついていくよう、このような制度変更を積極的に周知していく必要があります。

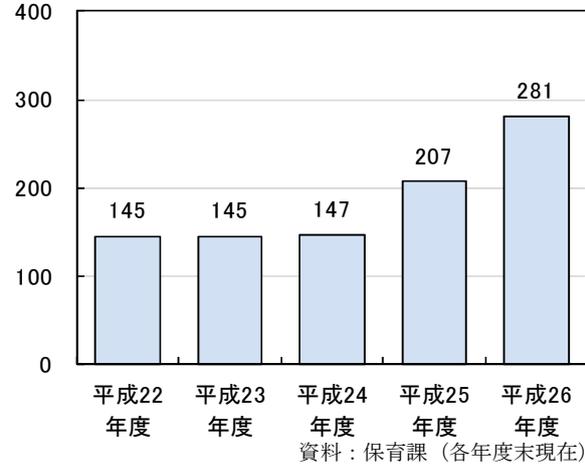
2 障害のある子どもの状況

(1) 障害児保育の状況

本市では、平成 25 年度から市立保育園全園に障害児保育の実施を拡大しています。

障害児保育利用人数は継続的に増加しており、特に全園拡大以降、利用人数が急増しています。

■障害児保育利用人数の推移
(人)

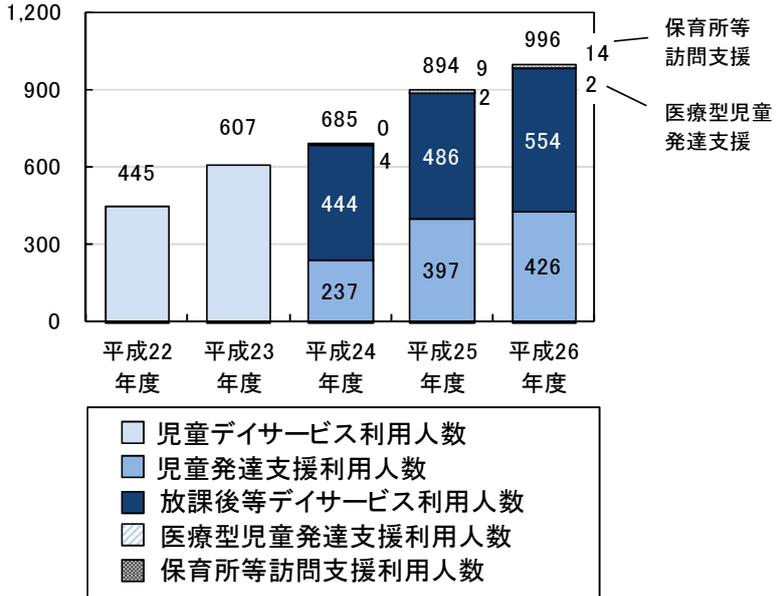


(2) 児童発達支援等利用者の状況

平成 22 年度の児童福祉法の改正により、従来の児童デイサービスが児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスに再編されるとともに、新たに保育所等訪問支援が創設されました（平成 24 年 4 月 1 日より施行）。

本市では、医療型児童発達支援の利用人数は横ばいとなっており、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の利用人数は増加しています。

■児童発達支援等利用人数の推移
(人)

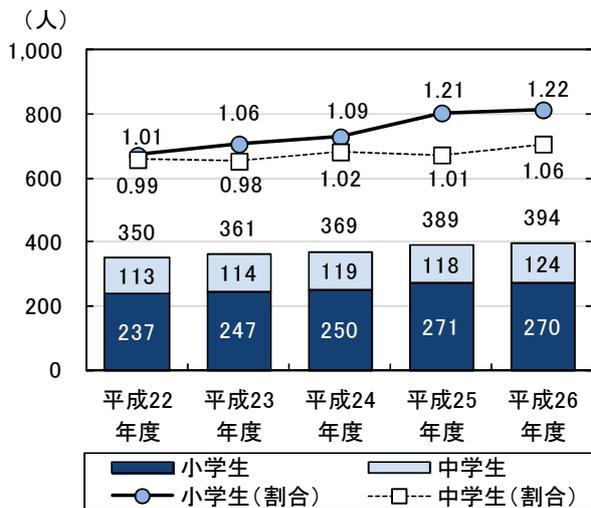


(3) 特別支援学級、特別支援学校通学者の状況

特別支援学級、通級指導教室の通学者数は年々増加しています。特別支援学級通学者の市内全児童生徒数に占める割合の増加率は、中学生に比べて小学生が高くなっています。

特別支援学校の通学者数も増加しており、中でも一宮東特別支援学校の通学者の割合が大きくなっています。平成26年4月からは、一宮東特別支援学校、佐織特別支援学校（愛知県愛西市）のマンモス化解消のためにいなざわ特別支援学校が新設されたため、一宮東特別支援学校の通学者が減少しています。また、学部別にみると、高等部への通学者が多くなっています。

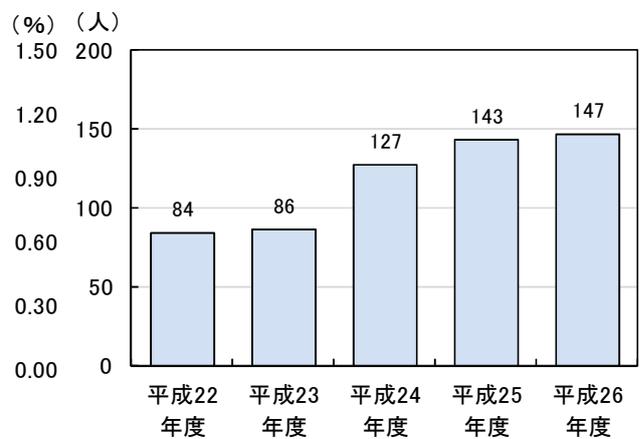
■特別支援学級通学者数の推移



資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

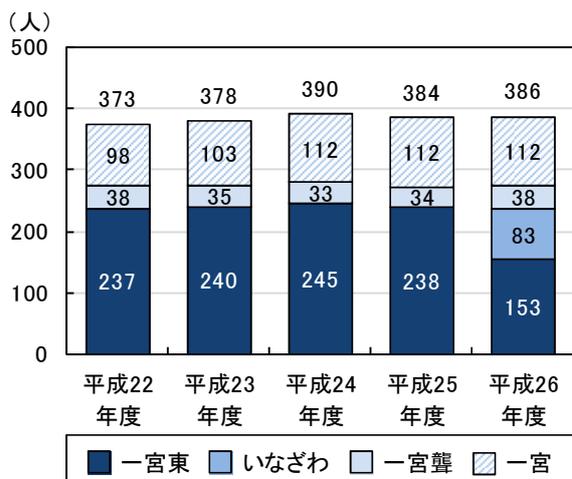
※小中学生の割合は、市内全児童生徒数に占める割合

■通級指導教室通学者数の推移



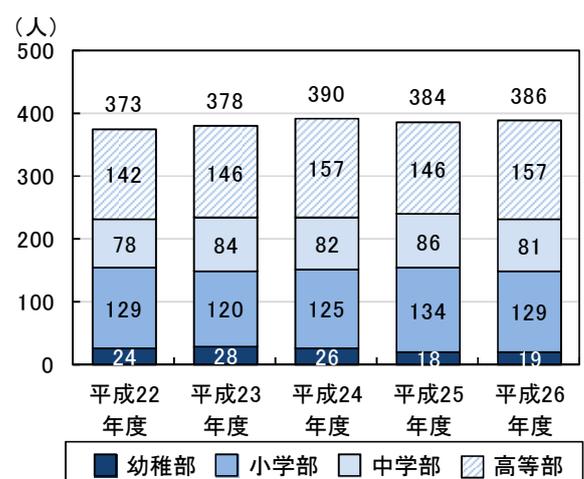
資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

■特別支援学校通学者数の推移(学校別)



資料：福祉課（各年度5月1日現在）

■特別支援学校通学者数の推移(学部別)



資料：福祉課（各年度5月1日現在）

※特別支援学校通学者数は、各学校へ福祉課が開きとり、一宮市在住の児童生徒のみ集計

「特別支援学級」「通級指導教室」「特別支援学校」とは

平成19年4月から、児童生徒等の障害の重度・重複化等に対応した適切な教育を行うため、従来の盲・聾・養護学校の制度から、複数の障害種別を対象とすることができる特別支援学校の制度に転換されました。また、小中学校における従来の特殊学級は特別支援学級に改称されることになりました。

特別支援学級…小中学校において、特別な支援が必要な児童生徒のために置かれる学級のこと

通級指導教室…通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、1週のうち1～8時間程度、特別支援教育を行う教室のこと

特別支援学校…視覚障害、聴覚障害、知的障害のある児童生徒、肢体不自由及び病弱な児童生徒を対象とした学校で、幼稚部、小学部、中学部、高等部を置くことができる。

■一宮市及び近隣の主な特別支援学校

学校名	幼稚部	小学部	中学部	高等部	対象児童生徒
一宮東特別支援学校		○	○	○	知的障害のある児童生徒
いなざわ特別支援学校		○	○	○	知的障害のある児童生徒
一宮聾学校	○	○	○	○	聴覚障害のある幼児児童生徒
一宮特別支援学校	○	○	○	○	肢体不自由の幼児児童生徒

3 障害のある人の就労の状況

尾張西部障害者就業・生活支援センターの実績の推移をみると、知的障害のある人への支援が多くなっています。就職件数は支援対象者数の増加に伴い、いずれの障害でも増加しています。

また、就労後の相談・支援件数は、特に精神障害のある人で増加しています。

特別支援学校卒業生の一般就労の割合は減少傾向で推移しており、近年は3割程度と低調です。一方で、福祉的就労の割合は増加しています。

工賃の推移をみると、就労継続支援A型、就労継続支援B型ともに増加傾向にあるものの、国・県平均と比較すると低くなっています。

■尾張西部障害者就業・生活支援センターの実績の推移(稲沢市の実績も含む)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度			平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害	支援対象者(人)	60	59	69	相談・支援件数(件)		264	266	206
	就職件数(件)	3 (5.0%)	3 (5.1%)	4 (5.8%)	職場定着支援(件)		8 (3.0%)	10 (3.8%)	23 (11.2%)
知的障害	支援対象者(人)	226	216	253	相談・支援件数(件)		1,156	1,114	1,409
	就職件数(件)	24 (10.6%)	28 (13.0%)	39 (15.4%)	職場定着支援(件)		70 (6.1%)	74 (6.6%)	114 (8.1%)
精神障害	支援対象者(人)	156	149	198	相談・支援件数(件)		789	933	1,091
	就職件数(件)	9 (5.8%)	20 (13.4%)	17 (8.6%)	職場定着支援(件)		32 (4.1%)	30 (3.2%)	51 (4.7%)

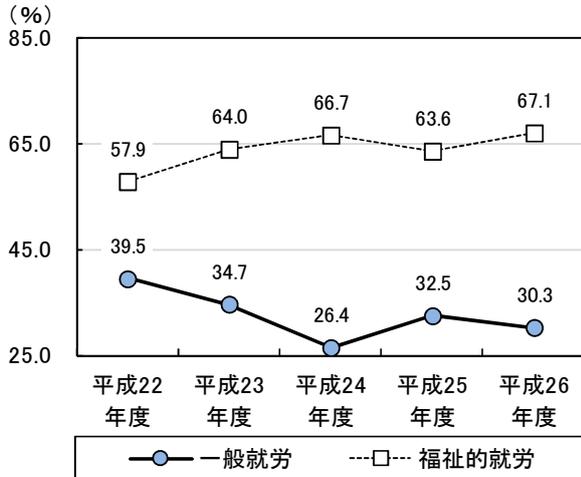
※ () 内は就職率を示す

※ () 内は支援件数割合を示す

※相談・支援件数は就労後の相談・支援を表す

資料：尾張西部障害者就業・生活支援センター

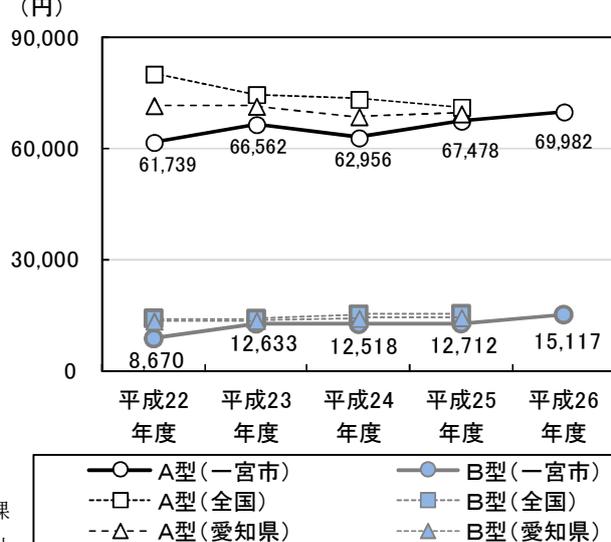
■特別支援学校卒業生の就職率の推移



資料：福祉課

※各学校へ福祉課が聞きとり、一宮市在住の児童生徒のみ集計

■工賃の推移(月平均 国・県比較)



資料：福祉課

※関係機関へ福祉課が聞きとり集計

障害のある人の就労って？

障害のある人の就労形態は、一般就労と福祉的就労の二つに大別されます。一般就労とは一般企業との雇用契約に基づき働くこと、福祉的就労とは障害の特性に応じた支援を受けながら障害者福祉施設等で働くことを言います。

障害のある人が権利を尊重されながら生きがいを持って生活していくためには、仕事の場が確保されていることが大切です。

国では、障害者優先調達推進法の制定、法定雇用率の引き上げ、工賃向上計画など、障害のある人の就労促進と雇用定着に向けた各種法制度の整備が進められています。

尾張西部障害者就労・生活支援センターとは？

障害のある人の就業及び生活上の相談・助言・実習や訓練の紹介等の支援を総合的に行う機関です。

対象地域である一宮市、稲沢市に在住している障害のある人であれば、障害の種別を問わず、誰でも利用することができます。

主な提供サービス

- 就労相談
- 就職準備支援
- 就職活動支援
- 就職定着支援
- 会社を辞めるときの支援
- 生活相談

4 現状の課題と今後の方向性

平成19年3月に策定した一宮市障害者基本計画では、9つの柱に沿って障害者施策を進めてきました。しかし、前計画策定から約10年が経過しており、障害のある人に関する社会制度や環境は、その間に大きな変化を迎えています。

そこで、本計画の策定にあたり、従来の9つの柱にとらわれず、市の現状、国や県の動向、社会潮流を踏まえて、「障害のある人の権利の尊重について」「障害のある人に対する理解について」「相談支援・情報提供について」「健康・医療について」「障害のある子どもについて」「障害のある人の雇用・就労について」「障害のある人の地域生活について」「防災対策について」の8つの分野を設定しました。

上の8つの分野に沿って、平成26年度に実施した障害福祉計画アンケートや、平成27年度に実施した団体・事業所に対するアンケート調査、施策・事業の進捗状況の内部評価をもとに、一宮市の障害のある人を取り巻く現状・課題と、今後の方向性を取りまとめた結果は、次の通りです。

各種調査の概要

○障害福祉計画アンケート調査

調査対象：一宮市在住で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳を所持している人、自立支援医療等の手続きをしている人

配布数：1,500人（回収率54.9%）

調査時期：平成26年9月

○団体・事業所に対するアンケート調査

調査対象：一宮市で活動する障害者団体（11団体）、障害福祉サービス提供事業所（42事業所）

調査時期：平成27年7月

（1）障害のある人の権利の尊重について

市民や団体、事業所の声

【障害福祉計画アンケート調査】

- ・成年後見制度の認知度は3割弱と低い。
- ・利用の円滑化に向けては、費用負担の軽減や、相談窓口の明確化が求められている。

【団体・事業所アンケート調査】

- ・障害者権利条約や障害者差別解消法について、市民にわかりやすく伝えていくことが必要である。
- ・成年後見制度の利用促進に向け、わかりやすく簡単な仕組みを整えてほしい。また、広報・周知が一層必要である。
- ・財産管理がうまくいっていない場合も多く、管理体制の整備のための仕組みが必要となっている。
- ・障害のある人の介護者への支援や、地域の見守りの目づくりをすることで、虐待防止対策を強化していく必要がある。

一宮市の状況

【施策・事業の進捗状況の内部評価】

- ・成年後見制度利用支援事業の利用人数は、平成24年度は4人、平成25年度は3人、平成26年度は8人。社会福祉協議会が窓口となる日常生活自立支援事業の利用人数は、平成25年度は85人、平成26年度は79人

全国的な動向

- ・障害者虐待防止法の制定
- ・国の障害者基本計画(第3次)に新規分野として「差別の解消及び権利擁護の推進」が追加
- ・障害者差別解消法の制定
- ・障害者権利条約の批准

今後の方向性

- ★障害者権利条約の批准を踏まえ、合理的配慮についての理解の浸透を図っていくことが必要となっている。
- ★判断能力が不十分な人の利益を守る成年後見制度等の利用の円滑化が求められている。
- ★虐待の未然防止や、早期発見・早期対応への体制の整備が必要となっている。

基本目標1 >>> 障害のある人の権利の尊重

施策

- ・合理的配慮の理念の浸透
- ・障害のある人の権利擁護の推進

(2) 障害のある人に対する理解について

市民や団体、事業所の声

【障害福祉計画アンケート調査】

- ・「差別や嫌な思いをしたことがある」割合は全体で 15.8%、療育手帳所持者が特に多い。
- ・差別をされた場所は、外出先と回答している人が多いものの、学校や仕事場といった、普段の生活の場となっている場所を回答している人も多い。

【団体・事業所アンケート調査】

- ・障害のある人が、どのように障害と向き合いながら励んでいるかを紹介する広報紙をつくるなど、コミュニケーションツールを深めてほしい。
- ・精神障害や知的障害、内部障害など、目に見えない障害に対する理解が進んでいない。
- ・すべての小学校で、障害のある子どもと同世代の子どもとの交流を行うべきである。子どもの頃から、ハンディキャップを持っている人の存在を知り、近隣で生活していることが当たり前であるという意識を育ててほしい。
- ・障害者団体において、活動メンバーの固定化や高齢化が課題となっている。

一宮市の状況

【施策・事業の進捗状況の内部評価】

- ・平成 26 年度の広報紙において、障害のある人の就労に関するコラムを掲載(福祉課)
- ・毎年、障害者理解啓発講演会をテーマを変え実施しており、その中で障害特性に応じた援助方法等について、市民に周知している。また、聴覚障害のある人とのコミュニケーション方法などについても、手話通訳派遣事業等の情報を広報紙に掲載し、周知を図っている。(福祉課)
- ・市内全小中学校において福祉実践教室を実施。障害のある人の講演会や、車いす、手話、点字、盲人ガイド、要約筆記、アイマスク体験などの体験学習を実施(社会福祉協議会、学校教育課)
- ・市職員を対象とし、障害者福祉施設等におけるボランティア研修等を実施(人事課)
- ・ボランティアセンターにより、支援が必要な人とボランティアのマッチングを行っている。(社会福祉協議会)
- ・ボランティア養成講座を実施し、人材育成を図っている。(社会福祉協議会)
- ・障害のある人やその家族が自主的に他の市民との交流事業を実施する場合に、団体への補助や後援を行っている。(福祉課)



全国的な動向

・障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業に、理解促進研修・啓発事業が追加

今後の方向性

- ★障害についての理解を深めていくため、福祉教育や啓発活動の推進、障害の有無に関わらず交流できる機会の充実が必要となっている。
- ★障害者支援を行う団体の活動継続・充実への支援が必要となっている。



基本目標2 >>> 障害のある人への理解の浸透

施策

- ・障害についての理解を深める啓発活動の推進
- ・福祉教育の推進
- ・関係団体やボランティア、当事者団体への支援

(3) 相談支援・情報提供について

市民や団体、事業所の声

【障害福祉計画アンケート調査】

- ・悩みや困りごとの相談については家族などの身近な存在にする人が多く、専門的な相談機関を利用する人は少ない。
- ・情報の入手先として広報紙をあげる人が多い。

【団体・事業所アンケート調査】

- ・相談支援体制は充実されつつあるが、そのネットワーク化や情報共有体制が課題である。
- ・民生委員、日常的に交流のない人や組織に、自分から相談するのは難しい。普段から相談、利用している障害者福祉施設等から支援につながっていく体制が必要である。
- ・計画相談のスタッフ一人あたりのケース数が多量になっている。
- ・セルフプランの人は制度を知らない人も多くいる。必ず専門の人を通して各事業所の特徴やサービスの種類を理解した上で利用してもらいたい。
- ・介護職員不足が深刻化してきている。市主導による一宮市内で働いてもらえる福祉人材の育成のための施策が必要である。
- ・ICT化により障害のある人への情報が一定程度伝わっている一方で、視覚・聴覚障害のある人への情報発信の仕組みがさらに充実していくとよい。
- ・どのような障害福祉サービスや地域生活支援事業があるのか、最新の情報を当事者や家族が知る仕組みを充実させたい。
- ・情報のバリアフリーについても進めてほしい。
- ・高次脳機能障害は対象者も少ないため、特に理解が進んでいないと感じる。

一宮市の状況

【統計データ】

- ・自立支援医療(精神通院)受給者が増加している。
- ・難病患者が増加している。

【施策・事業の進捗状況の内部評価】

- ・平成 18 年度時点では障害者相談支援センターが1か所であったが、平成 24 年度から現在の6か所体制となり、平成 25 年度から新たに障害者基幹相談支援センターも設置している。(福祉課)
- ・相談支援専門員の資格が体系づけられ、相談支援の実施にあたっては、研修を受けた有資格者が配置されている。(福祉課)
- ・市内6か所の障害者相談支援センターのほか、サービス等利用計画の作成支援を行う事業所が7か所あり、専門的な相談支援体制が整いつつある。(福祉課)

【施策・事業の進捗状況の内部評価】

- ・一宮市障害者自立支援協議会を設置し、障害者基本計画や障害福祉計画の評価と事業の推進・充実を図っている。また、個別支援会議や連絡会においてケース検討を行っている。（福祉課）
- ・一宮市障害者自立支援協議会の中に相談支援連絡会を置き、平成 22 年度より、毎月事例検討会を実施している。（福祉課）
- ・障害のある子どもの相談支援については、中核となる療育サポートプラザチャイブと児童発達支援センターいずみ学園があり、そのほか障害のある子どもの相談支援事業所が 11 か所に増えている。（福祉課）
- ・市ウェブサイト障害のある人の福祉サービス一覧や申請書等をダウンロードできるように掲載し、情報収集を支援している。（福祉課）

全国的な動向

- ・障害者自立支援法の一部改正により、発達障害が障害の範囲に追加
- ・障害者自立支援法の一部改正により、障害者基幹相談支援センターの設置を新たに義務化
- ・障害者自立支援法の一部改正により、サービス等利用計画作成の対象者が大幅に拡大
- ・障害者総合支援法に基づき、難病が障害の範囲に追加

今後の方向性

- ★相談支援体制の充実とともに、窓口の周知や、相談員の資質向上、支援側のネットワーク化が求められている。
- ★情報提供体制の整備と、情報のバリアフリー化が必要となっている。
- ★手帳を所持していない障害のある人への情報提供、支援体制の確立が必要となっている。

基本目標 3 >>> すき間のない相談支援・情報提供体制の整備

施策

- ・相談支援体制の整備
- ・関係機関のネットワーク化の推進
- ・情報提供体制の整備と情報のバリアフリー化の推進
- ・手帳非所持者への情報提供等の支援

(4) 健康・医療について

市民や団体、事業所の声

【団体・事業所アンケート調査】

- ・幼児期から成人期にわたり、トータル的な医療を確保していくことが大切。
- ・発達障害支援センターが不足している。医療機関と連携できる支援センターがない。

一宮市の状況

【統計データ】

- ・高齢化が進行している中で、身体障害のある人が増加している。
- ・精神的な病気を抱えている人が増加している。

【施策・事業の進捗状況の内部評価】

- ・計画相談を通じ、障害のある人の診療についてもあわせて情報提供している。(福祉課)
- ・こころの健康づくりに関する講演会の開催、市民健康まつりでの心の相談コーナーの開設、こころの健康づくりに関するリーフレットの作成、市ウェブサイトにおける「こころの健康度自己評価票」掲載などにより啓発に努めるほか、街頭活動でチラシ等の配布をしている。(健康づくり課)
- ・自立支援医療(精神通院)の制度において、主治医の指導のもとデイケアが必要である場合には、医療費助成の対象としている。(福祉課)

今後の方向性

- ★障害の発生予防、重症化防止のための健康づくりへの意識づけが必要となっている。
- ★こころの健康づくりの啓発が必要となっている。
- ★継続的な医療を受けるための経済的負担の軽減が必要となっている。

基本目標4 >>> 健康づくりと医療費助成の推進

施策

- ・障害の発生予防と早期発見に向けた健康管理への支援
- ・こころの健康づくりの促進
- ・医療費助成の推進

(5) 障害のある子どもについて

市民や団体、事業所の声

【障害福祉計画アンケート調査】

- ・障害のある子どもに必要な支援について、「一人ひとりの発達にあわせた適切な療育支援」が最も高くなっている。

【団体・事業所アンケート調査】

- ・療育支援施設の定員が不足しており、必要な支援が受けられていない子どもがいる。
- ・療育支援施設から保育園、保育園から小学校(特別支援学校も含めて)への伝達手段が有効活用されていないと思う。
- ・障害児保育が全園で実施されており、ありがたい。加配の人数が園ごとにばらつきがあるため、統一してもらえるとよい。
- ・特別支援教育に携わる指導者の専門性が不足していると感じる。
- ・障害児保育をしていて困っていることなど、具体的に話し合える機会をつくってほしい。また、話し合いの機会に連携を取ってほしい。

一宮市の状況

【統計データ】

- ・子どもの数全体が減っている中で、支援が必要な子どもは増加している。

【施策・事業の進捗状況の内部評価】

- ・ハイリスク妊婦については、妊娠中から電話・面接・家庭訪問等で関わり、出産に向けて支援している。(健康づくり課)
- ・乳幼児健康診査は高い受診率を維持しており、未受診児に対しては電話・面接・家庭訪問で発達を確認している。(健康づくり課)
- ・担当保健師が健診事後教室を経て心身障害児母子通園施設・一宮児童相談センター・医療機関を紹介し、適切な療育につながるよう支援している。(健康づくり課)
- ・発達面での支援が必要な乳幼児と保護者に対して、集団の場で保育・療育支援を行う心身障害児母子通園施設は、市内4か所あり、保育士・言語聴覚士等の専門職からの支援が受けられるようになっている。そのうち、チューリップ教室、はとぼっぼは、平成18年度から、指定管理者制度により施設を管理運営している。(福祉課・保育課)
- ・平成21年度に療育サポートプラザチャイブ、平成24年度に児童発達支援センターいずみ学園を創設(知的障害児通園施設「いずみ学園」を児童発達支援センターに移行)(福祉課)

【施策・事業の進捗状況の内部評価】

- ・支援者が変わっても一貫してスムーズな支援ができるよう、サポートブックを作成(福祉課)
- ・関係機関との情報共有のための会議を定期的実施している。(各関係機関)
- ・障害児処遇検討会を年4回実施(構成メンバー:愛知県心身障害者コロニー、一宮児童相談センター、一宮保健所、通園施設、医療機関、児童発達支援センターいずみ学園、療育サポートプラザチャイブ、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所、学校教育課、保育課、健康づくり課、福祉課)
- ・平成25年度から市立保育園全園での障害児保育を開始(保育課)
- ・障害のある子どもを対象とした放課後児童健全育成事業を実施し、支援員の加配などを行っている。(子育て支援課)

全国的な動向

- ・児童福祉法の改正により、従来の児童デイサービスが児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスに再編され、新たに保育所等訪問支援を創設

今後の方向性

- ★障害の早期発見と適切な療育機関へのつながりが大切となっている。
- ★地域での療育体制の整備と、ライフステージに合わせた切れ目ない支援体制のネットワーク化が必要となっている。
- ★障害児保育、特別支援教育など、子ども一人ひとりの特性に応じた支援の充実が必要となっている。

基本目標5 >>> 子どもが自分らしく成長できる 療育・保育・教育環境の整備

施策

- ・障害の早期発見と早期療育の体制の整備
- ・ライフステージに応じた切れ目のない支援に向けた支援機関のネットワーク化
- ・障害のある子どもに対する保育・教育環境の整備

(6) 障害のある人の雇用・就労について

市民や団体、事業所の声

【障害福祉計画アンケート調査】

- ・就労支援について必要なことは、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」と回答している人が最も多い。また、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」と回答している人も多い。

【団体・事業所アンケート調査】

- ・就労継続支援A型は増えてきているが、就労継続支援B型は不足している印象を受ける。A型へのステップアップができる施設がもっと必要である。
- ・学校卒業後の受け皿が不足している。
- ・就労意欲があっても、連日出勤できない精神障害のある人の雇用の継続が可能となるような仕組みが必要
- ・一宮市障害者自立支援協議会等でも話題になっている「ぷれジョブ」の取組みを引き続き推進していけるとよい。
- ・「福祉マルシェ i・愛・逢マーケット」は好評であるため、空き店舗を利用するなどして、常設販売ができるようになるとよいと思う。
- ・一般企業に対して、元気に働く障害のある人の姿を知ってもらえる機会をつくり、雇用の促進につなげたい。
- ・企業側の障害に対する理解の低さが課題である。
- ・特例子会社の誘致等、障害のある人の雇用機会を拡大してほしい。
- ・障害のある人が働くことに慣れたり、職場の人が障害について理解できるよう、短期間の付き添いサービスをつくるとより就労が促進されるかと思う。

一宮市の状況

【統計データ】

- ・特別支援学校卒業生の就職率は低調となっている。
- ・工賃は増加傾向にあるが、国・県と比較すると低い。

【施策・事業の進捗状況の内部評価】

- ・ハローワーク一宮に、市内在住の障害のある人を新規で常用雇用した事業主に対して、「一宮市障害者特別雇用奨励金制度」のチラシを配布するように依頼（経済振興課）
- ・市ウェブサイトや広報紙による奨励金の周知（経済振興課）
- ・尾張西部障害者就業・生活支援センターが平成20年4月1日に開設されており、センターを中心に尾張西部圏域における就労系事業所、労働局、ハローワーク、職業能力開発校、相談支援事業所、特別支援学校が意見交換を行っている。（福祉課）

全国的な動向

- ・障害者優先調達推進法の制定
- ・法定雇用率の引き上げ
- ・工賃向上計画の実施

今後の方向性

- ★福祉的就労の場の充実と、工賃アップ、障害者就労施設等の製品の販路拡大に向けた取り組みが必要となっている。
- ★障害特性に応じた就労の場の拡大が必要となっている。
- ★雇用側に対する理解の浸透が必要となっている。

基本目標6 >>> 障害のある人の雇用・就労の支援

施策

- ・障害のある人の就労支援
- ・障害のある人の就労の定着に向けた支援
- ・障害者就労施設等における工賃の確保

(7) 障害のある人の地域生活について

市民や団体、事業所の声

【障害福祉計画アンケート調査】

- ・今後暮らしたい場所として「自宅」と回答している人が多い。
- ・介護する家族の年齢は65歳以上が約4割を占めており、介護家族の高齢化が進んでいる。
- ・地域生活で必要なこととして「経済的な負担の軽減」が最も多くなっている。

【団体・事業所アンケート調査】

- ・精神障害のある人が地域で安心して暮らせるための拠点をつくってほしい。生活支援員の確保も大切である。
- ・グループホームが不足しているため、整備促進のための支援がほしい。
- ・住みなれた家で生活したい。介護保険のようにわかりやすい仕組みで、住宅改修ができるとよい。
- ・重度障害のある人に対するバリアフリーが進んでいない。設備だけでなく、様々な活動についてもそう感じる。
- ・介護している家族の心身の負担を軽減するため、ピアカウンセリングをはじめてほしい。
- ・公共交通機関は障害のある人にとって利用しやすいものではないため、専用の移動支援がもっとあるとよい。
- ・社会参加をするための福祉バスの休日運行などがあるとよい。
- ・車いす利用者や、介助が必要な障害のある人が参加できる場が少ない。おむつ交換用のベッドの設備が整っているところが少ないため、参加したくても躊躇している。
- ・東京オリンピックもあるため、スポーツへの関心を深める機会がほしい。

一宮市の状況

【施策・事業の進捗状況の内部評価】

- ・居住施設について、障害者相談支援センター、障害者基幹相談支援センターにおいて、様々な情報を共有、提供している。また、個別支援会議や、運営会議においても困難事例として意見交換を行い、居住施設の確保に努めている。(福祉課)
- ・公民館の建替えにあわせてバリアフリー化(多目的トイレ、スロープ、エレベーターなど)を進めている。(生涯学習課)
- ・手話奉仕員養成研修事業を開始(福祉課)

全国的な動向

- ・国の障害者基本計画(第3次)に新規分野として追加された「行政サービス等における配慮」に、「選挙等における配慮等」の内容が盛り込まれている。
- ・地域生活支援拠点の設置が求められている。

今後の方向性

- ★障害のある人の地域生活の支援として、住まいの場や支援拠点の整備が必要となっている。
- ★住み慣れた自宅で暮らし続けるための、住宅改修、在宅福祉サービスなどの整備・充実が必要となっている。
- ★地域生活のための経済的負担の軽減が必要となっている。
- ★選挙の投票についての支援や、行政サービス等における配慮を推進していく必要がある。
- ★障害のある人の社会参加に際して、物理的、心理的なバリアフリー化を推進していく必要がある。
- ★介護家族の心身の負担の軽減に向けた取組みが必要となっている。
- ★社会参加を促進するための移動支援の充実が必要となっている。
- ★障害のある人が参加できる生涯学習やスポーツなどの内容精査や、参加しやすくなる仕組みづくりが必要となっている。

基本目標7 ≡≡≡ 障害のある人の地域生活を支える支援の充実

施策

- ・住まいの場の充実
- ・日常生活を支えるサービスの充実と利用の円滑化
- ・人にやさしいまちづくりの推進
- ・障害のある人の社会参加への支援
- ・経済的な安定に向けた支援
- ・余暇活動の支援

(8) 防災対策について

市民や団体、事業所の声

【団体・事業所アンケート調査】

- ・災害対策を行っている事業所は8割強となっているが、他団体と連携した避難体制は取られていないところが多い。
- ・災害時要援護者の登録をしているが、事前にスムーズに連絡、連携が取れるかといった避難訓練のようなものができるとうい。
- ・集団生活が苦手な障害のある人が避難所で生活しやすいよう、福祉避難所の設置や、障害特性を理解した支援員の配置が必要
- ・障害のある人が安心して集まることのできる避難所の数を増やしてほしい。
- ・医薬品のストックを十分な量確保してほしい。

一宮市の状況

【施策・事業の進捗状況の内部評価】

- ・平成 22 年度より災害時要援護者支援制度(大規模災害時に一人や家族の助けだけでは避難できない人が、地域で見守ってくれる人に支援を依頼し、その情報について市に登録している制度)を開始している。(福祉課)
- ・市民に対する出前講座で、要望に応じ、災害時要援護者支援制度についての説明を実施している。(福祉課)
- ・防災備蓄倉庫が未設置の指定避難所に対し、毎年4か所ずつ設置し、車いす対応の仮設トイレ等の防災用品を配備している。(危機管理室)
- ・社会福祉法人が運営する社会福祉施設等を福祉避難所として使用するため、各法人と協定を結んでいる。(福祉課)
- ・避難所を巡回し、避難した人の健康状態の確認、健康相談を行う体制を整備している。状況に応じて、愛知県に心のケア専門チームの派遣を要請している。(健康づくり課)

全国的な動向

- ・国の障害者基本計画(第3次)に新規分野として「安全・安心」が追加
- ・平成23年3月に発生した東日本大震災や、今後の大規模災害の想定により、一人ひとりの防災への関心が高まっている。

今後の方向性

- ★災害に対する意識づけと備えが必要となっている。
- ★避難行動要支援者の把握と支援体制の確立が必要となっている。
- ★障害のある人の避難生活における心身の負担軽減に向け、福祉避難所の設置促進や、避難所における配慮が必要となっている。

基本目標8 >>> 災害時における障害のある人への支援

施策

- ・防災意識の向上
- ・避難行動要支援者の把握と支援体制の確立
- ・避難所生活への配慮